

申請に必要な添付書類（手続き）

➤

複数の申請理由に該当する場合は、どれか一つの申請理由が確認できる照明書類を添付してください。
状況により、記載している書類以外の証明の提出を求める場合があります。

申請理由		証明書類	
申請理由が①④⑤⑧⑨で申請者がひとり親の場合、申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要です。 ひとり親家庭の確認	① 町民税が非課税の方 ※生計を一にする世帯全員が所得割額・均等割額ともに0円である場合に対象となります。 ※令和6年度の市民税が非課税の方が対象です。	令和7年1月1日に八丈町に在住されていた方	町民税の申告手続きが必要です。 詳しくは税務課課税係にお問い合わせください。 ※申告がない場合は、所得不明により申請を取り消すことがあります。
		令和7年1月2日以降に八丈町に転入された方	令和7年1月1日時点で住所のあった自治体で、令和5年度課税（非課税）証明書のコピー（6月以降に取得可能）をご提出ください。
	② 固定資産税を減免された方 ※新築住宅減額は対象外です。	○固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知（コピー） ※令和6年度分または7年度分を提出してください。	
	③ 個人事業税を減免された方	○個人事業税減免決定通知書（コピー） ※令和6年度分または7年度分を提出してください。	
	④ 国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に対象となります。 （保護者全員分の書類が必要です。）	いずれか ○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（コピー） ○国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書（コピー） ○（上記のいずれもないとき）年金事務所が発行する証明書（原本）	※4月1日現在で減免を受けていることを証明する書類を提出してください。 ※随時申請の場合、申請日現在で減免を受けていることを証明する書類を提出してください。
	⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	○国民健康保険料（変更）決定通知書（コピー） ※令和7年度分を提出してください。 ※どちらの場合も、全体をコピーしたものがが必要です。	
	⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」とは違います。ご注意ください。 ※児童扶養手当を受けている児童生徒が対象です。	いずれか ○児童扶養手当証書（名前・住所が確認できるページのコピー） ○児童扶養手当認定通知書（コピー） ※4月1日現在、もしくは申請日現在で支給を受けていることを証明する書類を提出してください。 ○（上記のいずれもないとき）児童扶養手当受給証明願（原本） ※令和7年4月分、もしくは申請日時点での支給額が記載されているもの。	
	⑦ 生活福祉資金の貸付決定を受けた方	○生活福祉資金貸付決定通知書（コピー） ※令和6年4月1日以降に貸付決定を受けたことを証明する書類を提出してください。	
	⑧ 「雇用保険被保険者手帳」を有する日雇労働者の方 ※4月1日もしくは申請日が有効期間内に含まれている方が対象です。	○雇用保険被保険者手帳（名前・住所・有効期限が確認できるページのコピー） ※手帳を有する方以外の保護者の所得の証明が必要です。（①もしくは⑨をご参照ください。）	
	⑨ 生活保護を停止または廃止された方	○生活保護停止・廃止決定通知書（コピー） ※令和6年4月1日以降に停止または廃止されたこと及びその理由を証明する書類を提出してください。	
	①～⑧に該当しないが、経済的に困っている方 ※案内に記載している所得基準額以下の方が対象です。	令和7年1月1日に八丈町に在住されていた方	町民税の申告手続きが必要です。 詳しくは税務課課税係にお問い合わせください。 ※申告がない場合は、所得不明により申請を取り消すことがあります。
		令和7年1月2日以降に八丈町に転入された方	令和7年1月1日時点で住所のあった自治体で、令和5年度課税（非課税）証明書のコピー（6月以降に取得可能）をご提出ください。

ひとり親家庭の確認

➤

申請理由①・④・⑤・⑧・⑨については、申請者がひとり親の場合、申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要です。
※令和6年度のひとり親・寡婦控除を申告済の場合は書類添付は必要ありません。

事由	証明書類（コピーでも可）
ひとり親家庭医療証を交付されている	○ひとり親家庭医療証
令和7年1月1日以降に配偶者が死亡	○住民票除票、死亡者が記載された戸籍など
離婚が成立している	○申請者の戸籍（※）、離婚届受理証明書（申請日より3カ月以内に受理されたもの）など
離婚調停中等である	○調停申立書など
遺族年金を受給中である	○直近の年金振込通知書 ※4月1日現在、もしくは申請日現在の受給を証明する書類
その他	○申請者の戸籍（※）、領事館等発行の独身を証明する書類など

※戸籍の場合は、4月1日現在、もしくは申請日現在で申請者がひとり親であることが確認できるよう、申請者本人の「個人事項証明（抄本）」又は「全部事項証明（謄本）」（3カ月以内に発行されたもの）を提出してください。（お子さまの戸籍、離婚日の記載は無くてもかまいません。）

借家等の確認

お問い合わせ先

➤

申請理由⑨で申請する場合で、借家等にお住いの場合は、そのことを証明する書類の提出が必要です。

➤

記載方法については、「就学支援制度のお知らせ」をご確認ください。
不明点がありましたら、教育課庶務係（04996-2-7071）までお問い合わせください。
※学校では対応できません。